

第 2 次あま市地域福祉計画の策定について

1. 第 2 次あま市地域福祉計画について

第 2 次あま市地域福祉計画は、平成 26 年策定の「あま市地域福祉計画・あま市社会福祉協議会地域福祉活動計画」の見直しを含めた改定版として、地域福祉の推進に関する事項を定めた計画（社会福祉法第 107 条）として策定するものです。

計画の期間は、平成 31 年度～平成 35 年度の 5 か年です。

■ 根拠法令・計画の性格

	地域福祉計画	地域福祉活動計画
策定の根拠法 (根拠)	社会福祉法第 107 条	全国社会福祉協議会 「地域福祉活動計画策定指針」
計画の性格	行政の計画	民間が協働して取り組む行動計画
計画の策定主体	地域住民等の参加を得て行政が策定	地域住民や地域の福祉活動団体及び機関 の主体的参加を得て、市町村社会福祉協議会が策定

■ 地域福祉の推進に関する事項

- ① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ② 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進

【社会福祉法(抜粋)】

(地域福祉の推進)

第四条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

(市町村地域福祉計画)

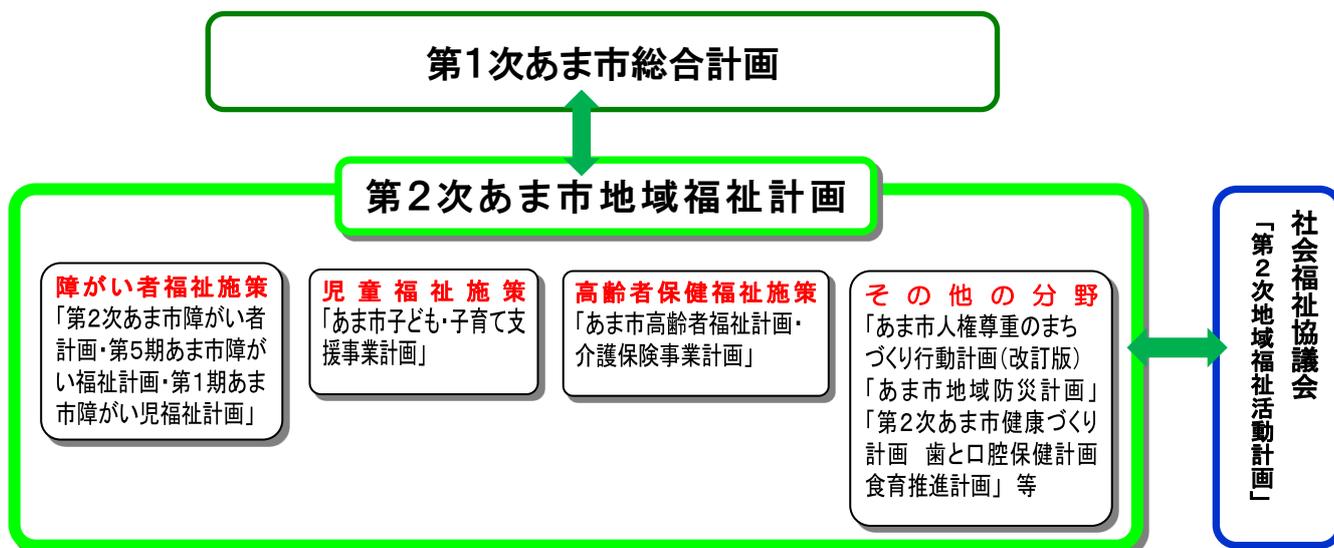
第一百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

2. 総合計画及び個別計画との関係



※国の関連計画：「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）

※県の関連計画：「愛知県地域福祉支援計画（あいち健康福祉ビジョン2020）」（平成28年度～）

※関連する法律：「生活困窮者自立支援法」（平成27年4月施行）

：「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（平成28年5月施行）

3. 計画の策定体制

(1) あま市地域福祉計画策定委員会の開催

平成29年5月及び2月に開催。平成30年度は全4回開催予定

(2) 市民アンケート調査の実施

平成29年9月に18歳以上の市民3,000人を対象に実施済

(3) ヒアリング調査の実施

平成29年11月に地域で活動する団体及び組織のうち5団体を対象に実施済

(4) 地域懇談会の開催

平成30年6月及び7月に全3回開催予定

(5) 関係部署検討会議

平成30年8月及び11月に予定

4. あま市の地域福祉の課題と今後の方策

	課 題	現状、問題点	今後の方策（例）
1	地域とのかかわりについて	地域活動に参加するきっかけがない	<ul style="list-style-type: none"> ・転入時等に行政や自治会から働きかける
		子どもからお年寄りまでの幅広い層に応じた活動が必要	<ul style="list-style-type: none"> ・地域のニーズに合わせた活動への取組 ・地域住民、ボランティア、社協等での連携を図る
2	地域の支え合いについて	<ul style="list-style-type: none"> ・老老介護、8050 問題 ・いじめや虐待問題 	<ul style="list-style-type: none"> ・安否確認の声掛けや家事の手助け、子育ての相談といった支援ニーズに対応できる体制づくりの検討 ・地域住民による活動への参加促進を図る ・関係部署、機関との連携強化
3	ボランティア活動について	活動の時間がない	少ない負担で可能な活動の検討
		活動に参加するきっかけがない	<ul style="list-style-type: none"> ・活動の周知や情報提供 ・住民同士による活動への積極的な誘い合いといった環境づくり
4	災害時における活動等について	隣近所における付き合いの希薄化	挨拶以上の関係づくり
		自主防災組織における活動取組の温度差	地区ごとの組織の充実、強化を図る働きかけ
		ボランティアのコーディネート機能が弱い	ボランティアセンターの運営を含めた社協の取組事業の強化
5	市の福祉施策等について	在宅福祉や公共交通機関等の面で市民誰もが地域で安心して暮らせる環境には至っていない	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅福祉施策の充実 ・公共交通機関の整備 ・地域課題を解決する協力体制の確立（役割分担、連携等）